

まちだろうき

〒194-0013

町田市原町田3-3-22

電話 ☎ 042-721-2277 FAX042-721-2288

[メールアドレスmachidarouki@voice.ocn.ne.jp](mailto:machidarouki@voice.ocn.ne.jp)

発行責任者 事務局



目 次

2022年度定期総会開催	2
安全週間説明会開催	3
支 署 だ よ り	4～7
ハローワークだより	8～9
事務局だより	10

2022年度 理事会・定期総会開催

「令和4年度 定期総会」が7月21日(木)レンブラントホテル東京を会場として開催されました。当日は定期総会に先立つ理事会が同日開催されました。理事会、総会ともご参加いただいた会員の皆様のご協力により、スムーズな議事進行により滞りなく終了しました。「定期総会」は、ご出席19社(委任状74社)という成立要件資格のもとで開催されました。萩原一郎総務副部長(多摩丘陵病院)の司会進行により、若林克典協会会長(㈱石井工務店)の挨拶に続き議事がスタートしました。会則の定めるところにより会長が議長となり、第1号議案「2021年度事業報告」および第2号議案「2021年度収支決算報告」について、事務局より説明報告が行われたあと、山口恵理会計監事(㈱尚山堂)から監査報告がなされ、審議の結果承認されました。次いで、第3号議案「2022年度事業計画案」および第4号議案「2022年度収支予算案事業計画案」について一括説明の後審議に入り原案どおり承認されました。次に、第5号議案「会則改定承認の件」および第6号議案「役員改選承認の件」について一括説明の後審議に入り原案どおり承認されました。全ての議案の審議が終了後、町田公共職業安定所長佐々木暢氏八王子労働基準監督署町田支署長長久保明子氏よりご祝辞を頂戴し、2022年度定期総会は無事終了いたしました。

総会終了後、今年度は総会終了後の懇親会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ参加者予定者が大幅に下回ったこともあり中止とさせて頂きました。

会員の皆様多数のご参加をいただきましたことに御礼申し上げます。



若林会長



長久保支署長



佐々木所長



会場風景

令和4年度全国安全週間説明会開催



町田支署長長久保明子氏



町田労働基準協会会長若林克典

「令和4年度全国安全週間説明会」が、6月17日(金)町田商工会議所会議室で開催され、会員、非会員合わせて20社26名の参加をいただきました。建設部会副部会長の多田毅氏の司会により説明会がスタート、建設部長萩原謙氏の開会宣言に続き、町田労働基準協会長の若林克典氏並びに八王子労働基準監督署町田支署長の長久保明子氏から安全週間を迎えるにあたっての挨拶がありました。

最初に八王子労働基準監督署町田支署の監督・安衛課長安原恵子氏より、最近の労働行政の動向として、労働安全衛生関係の法改正の概要について解説頂きました。また2018年度から新たにスタートした「第13次東京労働局労働災害防止計画」～ Safe Work TOKYO ～については、基本目標および業種別等の小目標、基本的な考え方等について再確認するとともに、今年度が5か年計画の最終年度であることを踏まえ、それぞれの目標達成にむけ各事業場でのさらなる取り組みへの推進要請がありました。

次に八王子労働基準監督署町田支署安全専門官吉増純氏より、実施要項についての説明を頂きました。最初に労働災害の発生状況を業種別、事故の型別さらに死亡災害数、休業4日以上之死傷災害等について、全国、東京都、町田支署管内それぞれについての状況説明がありました。これらの状況を把握した上で「全国安全週間実施要綱」について、実施要項の趣旨、スローガン、全国安全週間の本週間である7月1日から7日および準備月間である6月中に各企業が取り組むべき実施事項等について、項目ごとに説明をいただきました。

「全国安全週間」は昭和3年からスタートし今年で95回目を迎えます。今年の労働安全週間のスローガン「安全は 急がず焦らず怠らず」にもとづき、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人力的余裕のある職場の業務体制を構築することが重要であり、これらの労働環境を形成するための意識を共有する場として「全国安全週間説明会」は盛況のうちに終了しました。

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等**
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人**

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則
- ・有機溶剤中毒予防規則
- ・鉛中毒予防規則
- ・四アルキル鉛中毒予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則
- ・電離放射線障害防止規則
- ・酸欠欠乏症等防止規則
- ・粉じん障害防止規則
- ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること



事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

令和3年度 厚生労働省委託事業 職場における熱中症予防に用いる機器の適正な使用法等周知事業

職場における熱中症予防対策 ポータルサイト及び講習動画のご案内

ポータルサイトのご案内

厚生労働省では、職場における熱中症予防に関するポータルサイトを開設し、職場で起こる熱中症について、症状や分類、予防対策について、具体的な事例を交えて紹介しています。

場所を問わずアクセスして学べる、熱中症予防のためのオンライン教育用動画や理解度クイズなども掲載しています！

暑い夏を乗り切るにあたり、熱中症予防対策の徹底を図るために、是非ご活用ください！



学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！

職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



講習動画のご案内

無料

職場における熱中症対策を効果的に推進するための講習動画を無料で配信しています！

1 動画あたりの閲覧所要時間が15分程度なので、すきま時間にもご覧いただけます。

- 熱中症が発生する原理と発生時の措置
- 熱中症予防対策として有効な対策（管理者向け）
- 熱中症予防対策として有効な対策（作業員向け）
- WBGT指数計を用いた作業環境管理方法について

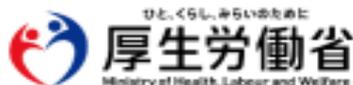
WBGT値、確認ヨシ！



講師紹介

齊藤 宏之

独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所



03:8 02:8 01:9 8:20 8:30 園童のこたえ

ポータルサイトではこんな内容が学べます！

Q1 熱中症防止の目的で使う測定器として、もっとも適当なものはどれでしょうか？

- a デジタル式の温湿度計
- b 黒球の付いたWBGT指数計
- c 黒球の付いていない温湿度計
- d 黒球の付いていないWBGT指数計

Q2 暑熱作業中の水分・塩分摂取の方法として、適当なものはどれでしょうか？

- a 水分・塩分を喉の渇きの有無によらず、定期的に摂取させる
- b 水分・塩分は作業者本人が喉の渇きに応じて摂取する
- c あまり水を飲むと体がなまってしまうので、飲む量や回数は最小限にする

Q3 軽度の熱中症が疑われる作業員がいたため、水分・塩分をとらせ、涼しい部屋で休ませましたが、なかなか良くなりません。
このような場合、適切な対応はどれでしょうか？

- a 躊躇なく医療機関に搬送する
- b 急がせず、日陰をゆっくり歩いて病院に行かせる
- c タクシーで自宅に帰らせる
- d 軽度の熱中症なので引き続き様子を見る

詳しい解説はポータルサイトに掲載しています！是非ご覧ください！

渴く前に飲む！



チューイカン吉

【受託実施】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門（職場における熱中症予防対策事務局）
東京都中央区日本橋蛸船町2-5-3 サンホリビル4F
お問い合わせは、下記メールアドレス宛にお願いいたします。
e-mail: netsu@technohill.co.jp

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。
三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。
何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。
また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

令和4年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
 - ・ 令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。
 - ・ 令和4年10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。
 - ・ 年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

○令和4年4月1日 ~ 令和4年9月30日

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		3/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3年度)		3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		4/1,000	7.5/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3年度)		4/1,000	7/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業		4/1,000	8.5/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3年度)		4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和3年度の雇用保険料率)

○令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日

事業の種類	負担者	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040330保01

「求人者マイページ」のご案内

ハローワークインターネットサービス上に求人者専用の「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコンから求人申込みや内容変更などのサービスをご利用いただけます。
(サービス提供開始：2020年1月6日～)

<サービス内容>

● 求人者の申込み

- ※会社のパソコンから求人情報を入力し、求人を申し込むことができます(求人仮登録)。申込み済みの求人データを活用して求人を申し込むこともできます。
- ※申込み内容は、ハローワークで確認後に受理・公開します。
- ※次の要件に該当する場合は、マイページでの求人情報の入力(仮登録)後、14日以内(期限日が閉庁日の場合は前閉庁日まで)にハローワークにお越しのうえ、本登録の手続きを行う必要があります。
 - マイページを通じて初めて求人を申し込む場合(窓口でマイページ開設手続きを行った場合を除く)
 - 2020年1月以降、初めて障害者専用求人を申し込む場合
 - 2020年1月以降、初めてトリアル雇用求人を申し込む場合
 - 2020年1月以降、初めて障害者(短時間)トリアル雇用求人を申し込む場合
 - 2020年1月以降、過去1年間に求人を申し込んでいない場合
 - 派遣・請負求人を申し込む場合
 - その他、ハローワークが必要と認める場合

● 申し込んだ求人内容の変更や求人者の募集停止、事業所情報の変更など

- ※申し込み内容をハローワークで確認します。

● 事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開

- ※登録できる画像情報は10ファイルまでです(サイズ：1ファイルにつき2MBまで 形式：JPEG、GIF、PNG、BMP)。
- ※ハローワークで確認後に公開します。

● ハローワークからご紹介した求職者(応募者)の紹介状の確認、選考結果(採用・不採用)の登録(ハローワークに連絡)

- ※応募者本人には、選考結果を直接ご連絡いただく必要があります。
- ※求人が無効となった場合 マイページでの紹介状の確認、選考結果の登録(ハローワークへの連絡)は利用できなくなりますので、選考結果は直接ハローワークにご連絡ください。
- ※求職者のご紹介後、2週間経過した時点で選考結果が登録されていない場合は、「選考結果未入力通知」メールが届きます(システムによる自動送信)ので、選考結果の登録をお願いします。

● メッセージ機能(ハローワークからご紹介した求職者(応募者)とのやりとり)

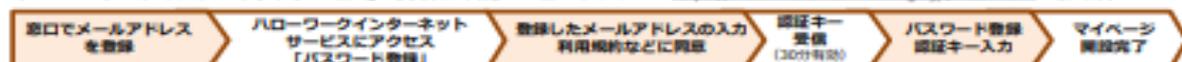
- ※メッセージをやりとりできるのは、相手方の求職者が「求職者マイページ」を開設している場合に限られます。
- ※求人が有効中の場合に限り、求職者とやりとりできます。

● 求職情報検索

- ※ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR(公開)することを希望している方々の情報(氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く)を検索できます。
- ※有効中の求人がある場合に利用できます。
- ※ハローワークで求職者の希望条件など求人との適合性を判断したうえでご紹介します。当該求職者を担当するハローワーク(求職情報詳細画面に表示されているお問い合わせ先ハローワーク)にご相談ください。

<マイページ開設手順>

- ・開設を希望する方は、ログインアカウントとして使用する事業所のメールアドレスをご用意のうえ、窓口へお申し出ください。
- ・窓口でメールアドレスを登録後(①)、会社のパソコンから手続き(②～⑥)をお願いします。
(「ハローワークインターネットサービス」で検索、右記バーコード、URL：<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/index.html> を入力)



- ※マイページを開設するには、事業所登録が必要です。(事業所登録済みの場合はあらかじめの事業所登録は不要ですが、内容の確認や不足情報の把握などさせていただきます場合があります。)
- ※上記の方法のほか、会社のパソコンからハローワークインターネットサービスにアクセスし、ログインアカウント(メールアドレス、パスワード)を登録し、事業所情報・求人情報を入力(仮登録)後、ハローワークにお越しのうえ窓口で本登録手続きを行い、マイページを開設する方法もあります。
- ※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信を許可してください。

メールアドレス(控え)： _____



事務局便り

◎ 令和4年度全国労働衛生週間説明会の開催について

9月中の準備期間を経て、10月1日から10月7日までの間、令和4年度全国労働衛生週間が実施されます。昨年度はコロナ過により開催できなかった「衛生週間説明会」を9月16日(金)に開催することとしました。

日時 令和4年 9月16日(金) 14:00～

場所 町田商工会議所 2F 会議室

※ 詳細は同封の案内をご覧ください。

◎ 「2022年度定期総会議案書」を同封しました

本文でご報告しました「2022年度定期総会」が滞りなく終了いたしました。当日の「議案書」ならびに改定版「会則」を本号で同封させていただきましたのでご確認ください。

◎ ホームページの開設について

当協会では、ホームページの開設に向けて現在準備を進めております。10月中の開設を目指して編集に追われる毎日ですが、開設が整いましたら会員の皆様にご案内いたしますので暫くお待ち下さい。

◎ 会員増強運動のお願い

当協会では現在会員増強運動を実施しております。会員事業所は業種、規模(従業員数)等については一切問いません。

関連企業やお知り合いの事業所、またはご近所の事業所等で当協会へ未加入の事業所がありましたら、入会をお勧めくださいますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、「町田労働基準協会」事務局植田(☎721-2277)までお問い合わせください。

